平成２１年（フ）第１８２０３号
滋賀県大津市日吉台２丁目32―９
破産者　山岡　啓之
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８２０５号
東京都青梅市野上町３丁目19―１―302
破産者　鈴木　広美（旧姓井林）
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２３号
福岡県福岡市早良区小田部１―17―１―206、住民票上の住所東京都練馬区豊玉北３丁目17―12―406
破産者　中村　　透
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２４号
福岡県福岡市早良区四箇田団地49―104
破産者　横尾　浩司
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２５号
埼玉県所沢市林３丁目518―１　サンシティハウスＡ―202
破産者　神田　敏雄
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３２９号
東京都清瀬市旭が丘２丁目３―３―506
破産者　白井由紀夫
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３３４号
埼玉県ふじみ野市池上１―６―201
破産者　鶴見　尚人
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４２号
神奈川県横浜市中区仲尾台30―50―105
破産者　大浦　宗仁
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４３号
神奈川県相模原市橋本２丁目２―17―1001
破産者　古知　　周
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４４号
神奈川県相模原市橋本２丁目２―17―1001
破産者　古知　明美
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３４８号
山口県下関市熊野町３丁目14―11
破産者　蛭田　　篤
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８３８０号
神奈川県相模原市相生４丁目15―11
破産者　稲葉　浩美
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４０５号
東京都武蔵村山市伊奈平６丁目11―６
破産者　柴本　洋子
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５８号
埼玉県蕨市中央６丁目７―13―102
破産者　斎藤秀三郎
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４５９号
東京都日野市日野518―７―404、住民票上の住所東京都日野市落川1132―１―306
破産者　武石　　薫
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８４６５号
東京都大田区池上５丁目11―15
破産者　山崎　敏史
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８２号
東京都江戸川区篠崎町４丁目７―13―Ａ―105
破産者　村上　　学
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８３号
埼玉県所沢市南住吉９―16―403
破産者　渡辺　　信
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８４号
宮城県仙台市太白区西中田５―21―24
破産者　松田　貴子（旧姓大友）
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８５号
静岡県浜松市浜北区貴布祢999―13
破産者　橋本　高志
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８６号
沖縄県宜野湾市真志喜３丁目26―３―201
破産者　井下　賢也
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８５８７号
東京都杉並区下高井戸２丁目１―11―602、開始決定時の住所福岡県福岡市中央区天神３丁目７―９―505
破産者　黒木晋太郎
1　決定年月日　平成21年12月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部